

一括交付金の制度設計に向けて（概略）

平成 22 年 11 月 4 日
全 国 知 事 会

1 議論の前提

- ① 地方向け補助金等は、全体で 21 兆円（平成 22 年度）あること（資料 1）
- ② そのうち、平成 23 年度からは、投資的補助金等が対象であり、総額 3.3 兆円（平成 23 年度概算要求）あること（資料 2）

2 全国知事会の主張

【大前提】（資料 3）

- ① 一括交付金化が、地方における財源総額が大幅に削減された、かつての「三位一体の改革」の二の舞にならないようにすること
- ② 一括交付金化により、税財源の移譲に向けた議論が後退することのないようにすること
（一括交付金は、過渡的な制度であること）

【目的】（資料 3）

地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方自主財源に転換すること
のであること

【主要論点】（資料 3，4）

- ① **総額**
一括交付金化を財源捻出の手段としないこと
対象となる補助金等と同額以上を確保し、事業が滞りなく執行できるようにすること
- ② **対象となる補助金等**
地方の自由裁量が拡大しない義務的な補助金等は対象としないこと（地方の自由裁量の拡大する補助金等を対象とすること）
- ③ **括り方**
省庁横断的に括ること（できるだけ 1 つに括ること）

④ **配分方法**

客観的な指標をベースとしつつ、社会資本整備が遅れた地域や財政力の弱い自治体に配慮すること

⑤ **手続き等**

国のチェックを事前規制から事後評価にシフトし、事前の手続きはできるだけ簡素化すること

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」について、手続きの簡素化等を検討すること

【その他、関連事項】

① **地域活性化・きめ細かな臨時交付金**（平成21年度二次補正）

（資料5）

制度設計にあたり、括り方、配分方法などを参考とすること

② **空飛ぶ補助金等**（資料4）

（国の出先機関等から都道府県・市町村を経由せず民間企業等へ直接交付される補助金等。総額20.2兆円）

空飛ぶ補助金等のうち、地域振興に関する補助金等は、出先機関改革の議論を踏まえつつ、一括交付金の対象とすることを検討すること

③ **子ども・子育て包括交付金（仮称）**

④ **沖縄振興一括交付金（仮称）**

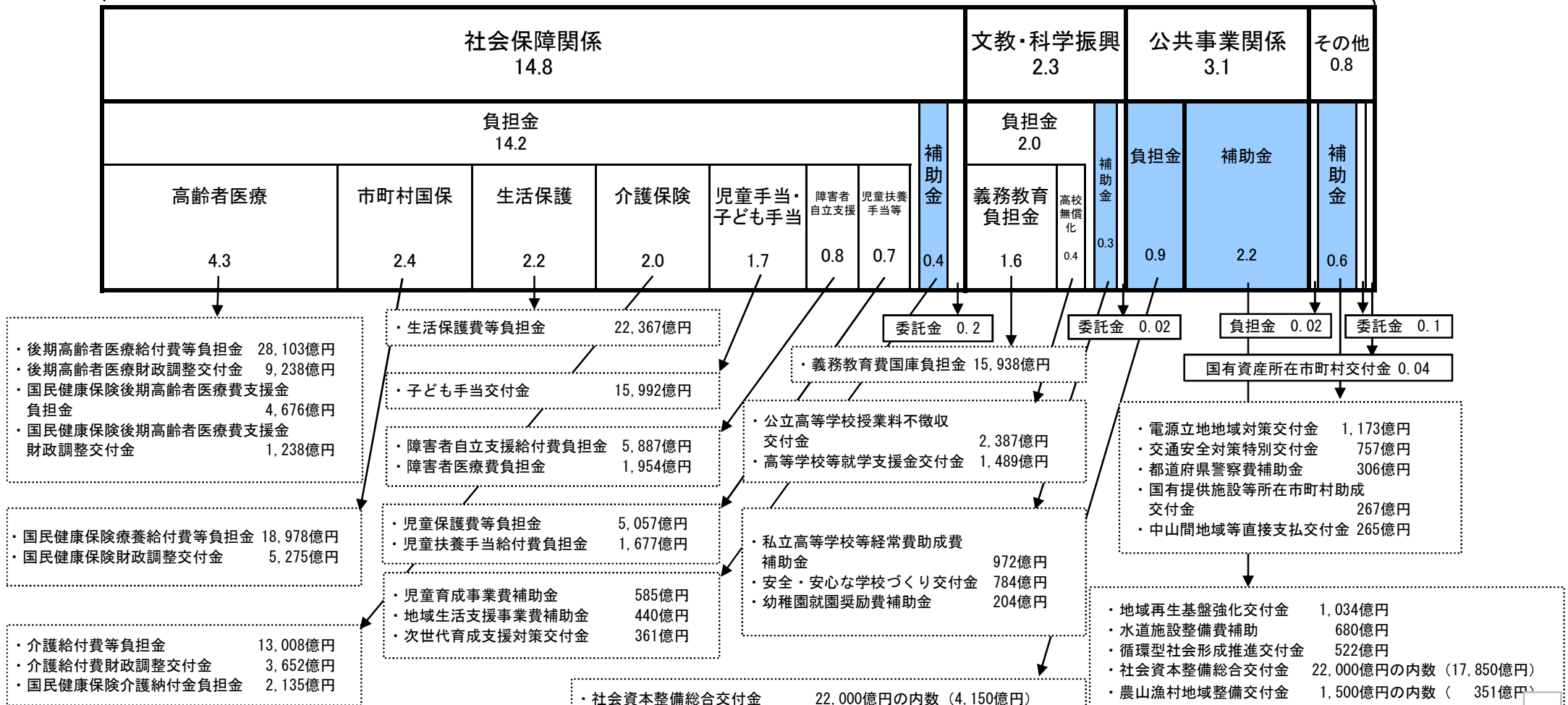
地方向け国庫補助金等の全体像（平成22年度当初予算）

未定稿

21.0兆円

負担金 17.2
補助金 3.5
委託金 0.3

（単位：兆円）



地域主権戦略大綱（抜粋）

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

1 趣旨

（1）目的

地域のことは地域が決める「地域主権」を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する。

（2）原則

こうした目的からして一括交付金は、各府省の枠にとらわれず、ブロックの政策目的の範囲で、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができるよう、デザインされなければならない。これにより、地域の知恵や創意が生かされるとともに、効率的・効果的に財源を活用することが可能となる。

（3）手順

改革に当たっては、地方が円滑に行政サービスを提供できるよう、十分に配慮した手順で進めていく必要がある。

2 一括交付金の対象範囲

（1）基本的考え方

- ・ 一括交付金化する「ひも付き補助金」の対象範囲は、最大限広くとる。
- ・ 補助金、交付金等を保険・現金給付、サービス給付、投資に整理し、地方の自由裁量拡大に寄与するものを対象とする。

（2）対象範囲の整理方針

- ・ 社会保障・義務教育関係 — 「社会保障・義務教育関係」については、国として確実な実施を保障する観点から、必要な施策の実施が確保される仕組みを検討するとともに、基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外とする。
- ・ その他 — 保険・現金給付に対するもののほか、一括交付金化の対象としな
いものは、最小限のものに限定する。具体的には、災害復旧、
国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託
金、特定財源が国費の原資であるもの等に限定する。
- ・ 一括交付金化の対象外となる補助金、交付金等についても、できる限り使途
の拡大や手続の簡素化等に努める。

（3）実施手順

- ・ 投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成23 年度以降段階的に実施する。 經常に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成24 年度以降段階的に実施する。これにあわせて、經常（サービス）に係る国庫負担金の扱いについて検討する。

- ・一括交付金化の対象となるものであっても、ゼロベースから真に国の政策目的の緊要性を判断し、限定的に特定補助金として許容する場合は、3～5年の期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断する。

3 一括交付金の制度設計

(1) 括り方

(基本的考え方)

- ・地方の自由度を拡大する観点から、各府省の枠にとらわれず使えるようにし、できる限り大きいブロックに括る。

(実施手順)

- ・ブロックごとに用途を自由にする。その上で、ブロックの在り方は、地方の自由度を拡大する方向で、不断に見直しを行う。

(2) 地方の自由度拡大と国の関わり

(基本的考え方)

- ・地方の自由度を拡大するため、国の箇所付けの廃止など個別自治体への国の事前関与を縮小し事後チェックを重視する観点に立って、手続を抜本的に見直す。

これにより、国・地方双方の事務の簡素化を図る。

- ・地方公共団体における事後評価を充実する。
- ・国は、一括交付金化の実施状況を点検し、PDCAサイクルを通じて制度の評価・改善を図る。その際、会計検査院の検査も活用する。

(3) 配分・総額

(基本的考え方)

- ・地方の安定的な財政運営に十分配慮するとともに、効率的・効果的な財源の活用を図る。
- ・配分については、地方の事業ニーズを踏まえるとともに、国の関与をできる限り縮小する。また、現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえた配分とする。
- ・総額は、一括交付金化の対象となる補助金・交付金等の必要額により設定する。

(実施手順)

- ・配分に当たっては、地方公共団体の事業計画に基づく配分と客観的指標による配分を用いる。その際、継続事業や団体間・年度間の変動に配慮する。

4 導入のための手順

- ・平成23年度から一括交付金を導入する。国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。
- ・また、国と地方の協議の場等において、地方と協議する。

「一括交付金」制度設計における大原則

平成22年4月6日

全国知事会一括交付金プロジェクトチーム

政府は、「地域主権戦略の工程表（原口プラン）」に基づき、平成23年度から「一括交付金」を導入するための議論を重ねている。

これを受け、全国知事会一括交付金プロジェクトチームは、対象とする範囲・東ね方、総額、配分基準などを論点に、地域主権に向けて意義のある一括交付金制度のあり方について、これまで幅広く議論してきたところである。

同時に、地方における財源総額が大幅に削減され、地方の権限・裁量の拡大につながらなかった、かつての「三位一体の改革」の二の舞になることを強く懸念している。

政府において検討中の「中期財政フレーム」においても、いやすくも、一括交付金化を国の一方的な財源捻出の手段とするようなことがあってはならない。

このため、「一括交付金」の制度設計に当たっては、下記を大原則とすべきである。

記

- 1 一括交付金化の目的は、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源に転換するものであること
 - (1) 地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金化の対象としないこと
 - (2) 国によるチェックを、事前規制型ではなく、事後評価を重視したものとする
- 2 一括交付金化に当たって、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること
(地方の意思を十分反映し、必要な予算総額を決定できる仕組みを確保すること)

- 3 一括交付金は、省庁縦割りの弊害を排除するため、国費を交付する政策目的に応じた分野の括り方を工夫すること
(分野内の使途区分を設けないこと、分野間の流用も一定程度認めること)
- 4 一括交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること
- 5 一括交付金化によって、本格的な税財源の移譲に向けた議論が後退するようなことになってはならないこと
- 6 一括交付金化の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分聴取するとともに「国と地方の協議の場」において協議すること

「一括交付金化の基本的な考え方（試案）」（地域主権戦略会議資料）に対する全国知事会の考え方

平成 22 年 6 月 4 日

全国知事会一括交付金プロジェクトチーム

平成 22 年 5 月 24 日、政府の地域主権戦略会議において、「一括交付金化の基本的な考え方（試案）」（以下、「基本的な考え方」）が提示された。

この「基本的な考え方」は、平成 22 年 4 月 6 日に全国知事会がとりまとめた「『一括交付金』制度設計における大原則」（以下、「大原則」）の内容と概ね軌を一にしており、評価できるものである。ただし、一部の内容についてはさらなる精査・検討が必要であると考えます。

したがって、政府におかれては、今後、この「基本的な考え方」に沿って具体的な制度設計を進めていただくとともに、その際、以下の点については十分に配慮されたい。

是非、新しい内閣におかれても、地域主権の確立に向け、改革のスピードを緩めることなく着実かつ迅速に進めることを期待するものである。

記

- 1 「大原則」にあるとおり、「一括交付金化の目的は、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源に転換するものであること」であり、「地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金化の対象としないこと」といった観点を踏まえ、

- (1) 「基本的な考え方」で示されている「現金給付は国、サービス給付は地方」といった原則を徹底するとともに、
- (2) 同時に、「サービス給付」であっても、地方にとって自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金の対象から外すこと

2 一括交付金の総額については、一括交付金の対象となる現行の補助金等と同額を確保すること

3 国の出先機関等から都道府県予算を経由せず、民間事業者等へ交付されている補助金等（いわゆる「空飛ぶ補助金等」）は、都道府県が実施する事業との連携を図りその効果を最大限発揮するとの観点や、公的支出のガバナンスの観点などから問題が多いものとする。

このため、この空飛ぶ補助金等のうち、各地域の振興に関するものなど都道府県が主体的に政策的な裁量を発揮できる補助金等についてはこれを廃止し、一括交付金の対象とすること

地域活性化・きめ細かな臨時交付金の概要

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(H21.12.8閣議決定)に基づき、平成21年度第2次補正予算において創設

1 予算 5,000億円

2 所管 内閣府 (ただし、各府省に移し替えて執行(対象事業が複数の所管省庁にまたがる場合は総務省))

3 対象事業

緊急経済対策の趣旨に沿ったきめ細かなインフラ整備事業であれば、各省庁の枠にとらわれず実施が可能

- ・国庫補助事業(法令に国の補助率等の定めがあるものを除く)
- ・地方単独事業(橋りょうの補修、電線の地中化、都市部の緑化、森林の路網整備、その他公共施設又は公用施設の建設又は修繕に係る事業)

4 交付限度額の算定

総額のうち第1次(約4,500億円)を外形基準に基づいて、第2次(約500億円)は、実施計画等に基づき配分

(1) 第1次交付限度額(外形基準に基づき配分)

4,513億円(都道府県:1,800億円、市町村2,713億円)

<算定方法>

○基本: 1/2は交付税の「地方再生対策費」算定方式(人口をベースに第1次産業従業者率、高齢者人口率等を加味)

1/2は「包括算定経費(人口)」算定方式(人口をベースに単位費用等を乗して算出)

○財政状況の厳しい団体に配慮するため、財政力に応じた割増

(都道府県:最大1.25倍、市町村:最大1.5倍)

○離島や過疎等の地方団体の状況に応じた割増 など

(2) 第2次交付限度額(事業計画に基づき配分)

487億円(都道府県:145億円、市町村342億円)

<算定方法>

○緊急経済対策で列举された4事業(電線地中化、都市部の緑化、橋りょうの補修、森林の路網整備)等を評価事項として国が算定

5 手続き

- ・対象事業の名称、事業概要及び交付対象事業に要する費用等を一覧形式で記載した実施計画を作成し、国に提出。(個別箇所ごとに図面など参考資料の添付は不要)